令和７年度　長岡市市営墓地使用者募集要項

【区画墓地】

◆長岡市市営墓地に墳墓を設けるため区画された墓地（区画墓地）の使用者を募集します。
◆区画墓地は市の所有地を貸し出すものであり、販売を行うものではありません。
◆使用者には関係法令、条例及び規則、その他市長の定める管理上のきまりや指示に従い、使用する区画は責任をもって管理していただきます。
◆当募集要項を熟読いただき内容をよく理解し、必ず墓園や区画について現地を確認し、ご家族等とよく相談・検討したうえでお申込みください。
◆申込みがあったときは、募集要項の内容及び条例、規則、その他市長の定める管理上のきまりや指示について、全て了承したものとみなします。

申込み受付期間
令和７年５月２１日（水）～１１月２８日（金）
※窓口は平日のみ（土日祝日の受付は不可）
※郵送の場合は、11 月 28 日（金）の消印有効

問合せ窓口 （申込先）	※受付時間：平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで 【長岡市墓園：長岡市鉢伏町 1409 番地】 申込先　長岡市役所 市民課生活安全担当　電話 0258-39-2019 〒940-8501 長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10 【越路墓園：長岡市来迎寺甲 896 番地 1】 申込先　越路支所 地域振興・市民生活課　電話 0258-92-5907 〒949-5493 長岡市浦 715 番地 【仏の入墓園：長岡市蓮花寺 285 番地 10】 申込先　三島支所 地域振興・市民生活課　電話 0258-42-2246 〒940-2392 長岡市上岩井 1261 番地 1 【小島谷墓園：長岡市小島谷 2384 番地 3】 申込先　和島支所 地域振興・市民生活課　電話 0258-74-3113 〒949-4511 長岡市小島谷 3434 番地 4

最新の情報はこちらの市ホームページで確認いただけます。

1 案内図、募集区画図

長岡市墓園：P6～15　越路墓園：P16・17　仏の入墓園：P18・19、小島谷墓園：P20・21

2 募集する墓園、区画、使用料、管理手数料について

① 新規使用区画（新たに貸出する区画）

墓　園	墓　域	墓碑指定	区画面積	募集数	使用料	管理手数料（年　額）
長岡市墓園（長岡地域）	３号（２区）	洋式	4㎡	５０区画	149,000 円	1,800 円
		和式				
越路墓園（越路地域）		和・洋設置可	3.3 ㎡	６区画	136,000 円	1,300 円

② 再使用区画（過去に使用された区画を再度貸出する区画）

墓　園	墓　域	墓碑指定	区画面積	募集数	使用料	管理手数料（年　額）
長岡市墓園（長岡地域）	１号	洋式	6㎡	７区画	222,000 円	2,700 円
		和式		８５区画		
	２号	和・洋設置可	4㎡	２９区画	149,000 円	1,800 円
			6㎡	３８区画	222,000 円	2,700 円
	３号（１区）	洋式	4㎡	９区画	149,000 円	1,800 円
		和式		１９区画		
	３号（２区）	洋式	4㎡	17 区画	149,000 円	1,800 円
		和式		３区画		
	４号	洋式	6㎡	１区画	222,000 円	2,700 円
		和式		１３区画		
	５号	和・洋設置可	4㎡	６区画	149,000 円	1,800 円
			6㎡	６区画	222,000 円	2,700 円
	６号	洋式	4㎡	１区画	149,000 円	1,800 円
			6㎡	２区画	222,000 円	2,700 円
		和式	4㎡	１０区画	149,000 円	1,800 円
			6㎡	１７区画	222,000 円	2,700 円
	７号	洋式	6㎡	１区画	222,000 円	2,700 円
		和式		２２区画		
越路墓園（越路地域）		和・洋設置可	3.3 ㎡	４区画	136,000 円	1,300 円
仏の入墓園（三島地域）		和・洋設置可	6㎡	３区画	150,000 円	1,000 円

③ 新規使用区画・再使用区画の区分なし

墓　園	墓　域	墓碑指定	区画面積	募集数	使用料	管理手数料（年　額）
小島谷墓園（和島地域）		和・洋設置可	3.3 ㎡	６区画	100,000 円	1,000 円

○ 使用料・管理手数料の納入について

・使用料は、使用決定時に一括で納入していただきます。

・管理手数料は、使用決定した月から市が定める期間の額（令和７年度分の月割額と令和８年度以降

分の年額（期間は墓園ごとに異なります））を使用決定時に納入していただきます。その後は、５年毎に向こう５年分の管理手数料を納入いただきます。

・仏の入墓園は、令和７年度分の管理手数料（月割額）を徴収しません。

３ 申込みについて

申込資格	長岡市に住所があり、使用許可後１年以内に墓碑（墓石）を建立することができる人 ※同一世帯で市営墓地を使用している人がいる場合は、申込みができません。 ※寺院等にお墓がある人も申込みができます。 ※焼骨を持っていなくても申込みができます。
申込期間	令和７年５月21日（水）～１１月28日（金） ※期間内でも募集数に達した場合は申込みを終了します。
申込方法	各墓園の申込先の窓口または郵送で申込みができます。 申込先はP1 ※電話、FAX、インターネットでの申込みはできません。 【窓口】各墓園の申込先へ申込書類を提出してください。 平日の午前８時30分から午後５時15分まで（土日祝日は不可） 【郵送】各墓園の申込先の墓園担当あてに申込書類をお送りください。 11月28日（金）の消印有効
申込書類	・区画墓地使用許可申請書 申請様式はP22 ・運転免許証等の本人確認書類の写し 本人確認書類の例はP24 ※書類に不備や虚偽の記載があった場合は、申込みを無効とします。
使用者・区画の決定方法	・受付順に書類審査を行い、使用者と使用区画を決定します。 ※決定された区画は、いかなる理由があっても変更できません。 【新規使用区画】申込時に区画の指定はできません。 【再使用区画】申込時に希望する区画を指定してください。 申込み区画が重複する場合があるため、第２希望までご検討ください。 ※小島谷墓園は再使用区画と同様に希望する区画を指定していただきます。
使用料・管理手数料の納入	使用決定通知書と一緒にそれぞれの納入通知書を送付します。指定期限内に納入通知書に記載されている指定金融機関の窓口にてお支払いください。 ※ゆうちょ銀行はご利用いただけません。
留意事項	・使用許可後、墓地の区画を返還する場合は、墓碑（墓石）の設置・未設置に関わらず、使用料をお返しすることはできません。ただし、許可後２年以内に返還した場合は、使用料の半額をお返しします。 ・使用料・管理手数料の納入後、お手元に使用許可証が届くまで墓地（区画）を使用することはできません。

申込みから使用までの流れ

①【市　民】申込み（５月21日（水）～11月28日（金））

⬇

②【長岡市】書類審査・使用決定（受付日から15日程度）

使用決定通知書と納入通知書（使用料・管理手数料）を送付します。

⬇

③【市　民】使用料・管理手数料納入（使用決定日から15日以内に納入）

⬇

④【長岡市】使用許可証交付（③の入金を確認後）

使用許可証がお手元に届いた後、区画の使用（墓碑の設置）ができます。

4 墓園概要･使用のルールについて

長岡市墓園条例・条例施行規則（抜粋） P25～30

墓園概要	【長岡市墓園】昭和 40 年開設　４，４６３区画　駐車場、トイレ、給水施設 【越路墓園】平成 23 年開設　　１５０区画　駐車場、給水施設 【仏の入墓園】平成 10 年開設　　９８区画　給水施設 【小島谷墓園】平成　４年開設　　１１０区画　駐車場
建立できる墓碑等の規格 ※墓園ごとに定められた規格や基準に従った墓碑を建立していただきます。	【長岡市墓園】 ・和式、洋式いずれも指定された規格があります。 ・墓碑等の規格に係る基準は P31～34 を参照してください。 【越路墓園】 ・墓碑の高さ　地上２．０メートル以内 ・植樹の高さ　地上５０センチメートル以内 ※隣接者の迷惑にならない樹種を選定してください。 【仏の入墓園】 ・墓碑の高さ　地上２．５メートル以内 ・植樹の高さ　地上 50 センチメートル以内 ※隣接者の迷惑にならない樹種を選定してください。 ・墓碑は区画の境界から 10 センチメートル以上離して設置してください。 ※隣接者の同意を得たときはこの限りではありません。 【小島谷墓園】 ・墓碑の高さ　地上２．１メートル以内
墓園管理上の決まり	・使用する区画内は、使用者の責任において管理していただきます。したがって、墓碑（墓石）の設置・未設置に関わらず、掃除や除草のほか、区画内で発生したことについて責任を持って対応してください。 ・園内にごみ箱はありません。園内で発生したゴミや卒塔婆（そとうば、そとば）類、骨箱（骨壷）等は全て自宅に持ち帰り、適切に処分してください。 ・カラス等の動物による被害が発生するおそれがありますので、食べ物、飲料などの供物、供花は墓参が終わりましたらお持ち帰りください。 ・掃除用具、バケツ、ひしゃく等の備え付けはありませんので持参してください。
留意事項	【共通事項】 ・納骨する空間（カロート）には水が溜まることがあります。このことをご了承のうえ、お申込みください。 ・給水施設は冬期間、凍結による破損防止のため、１１月下旬から３月下旬頃まで給水を停止します。 ・冬期間は、園内の除雪を行いません。積雪により園内に立ち入りできなくなることがあります。 【長岡市墓園】 ・給水施設は湧き水を水源としています。お盆やお彼岸など水の使用の多いときは、水が出ない（出にくい）場合があるため、使用者でご用意をお願いします。 ・一部墓域（３号１区の一部、３号２区）の通路部分に暗渠が入っています。 ※区画までの引込みに必要な配管等は自己負担で設置いただきます。 ・２号墓域、５号墓域の区画は、周囲の区画からの雨水流入防止のため、区画全体のかさ上げ工事が必要となる場合があります。 【越路墓園】 ・照明施設はありません。 【仏の入墓園】 ・駐車場は三島野球場駐車場をご利用ください。 ・照明施設は積雪期の 12 月上旬から３月下旬まで消灯します。 【小島谷墓園】 ・給水施設、照明施設はありません。

～　資料集　～

１　案内図、募集区画図

長岡市墓園（長岡地域）.....Ｐ６～１５

越 路 墓 園（越路地域）.....Ｐ１６～１７

仏の入墓園（三島地域）.....Ｐ１８～１９

小島谷墓園（和島地域）.....Ｐ２０～２１

２　申込書類

申請書 Ｐ２２

記載例 Ｐ２３

本人確認書類.....Ｐ２４

３　条例・規則（抜粋）.....Ｐ２５～３０

４　墓碑規格・基準（長岡市墓園）.....Ｐ３１～３４

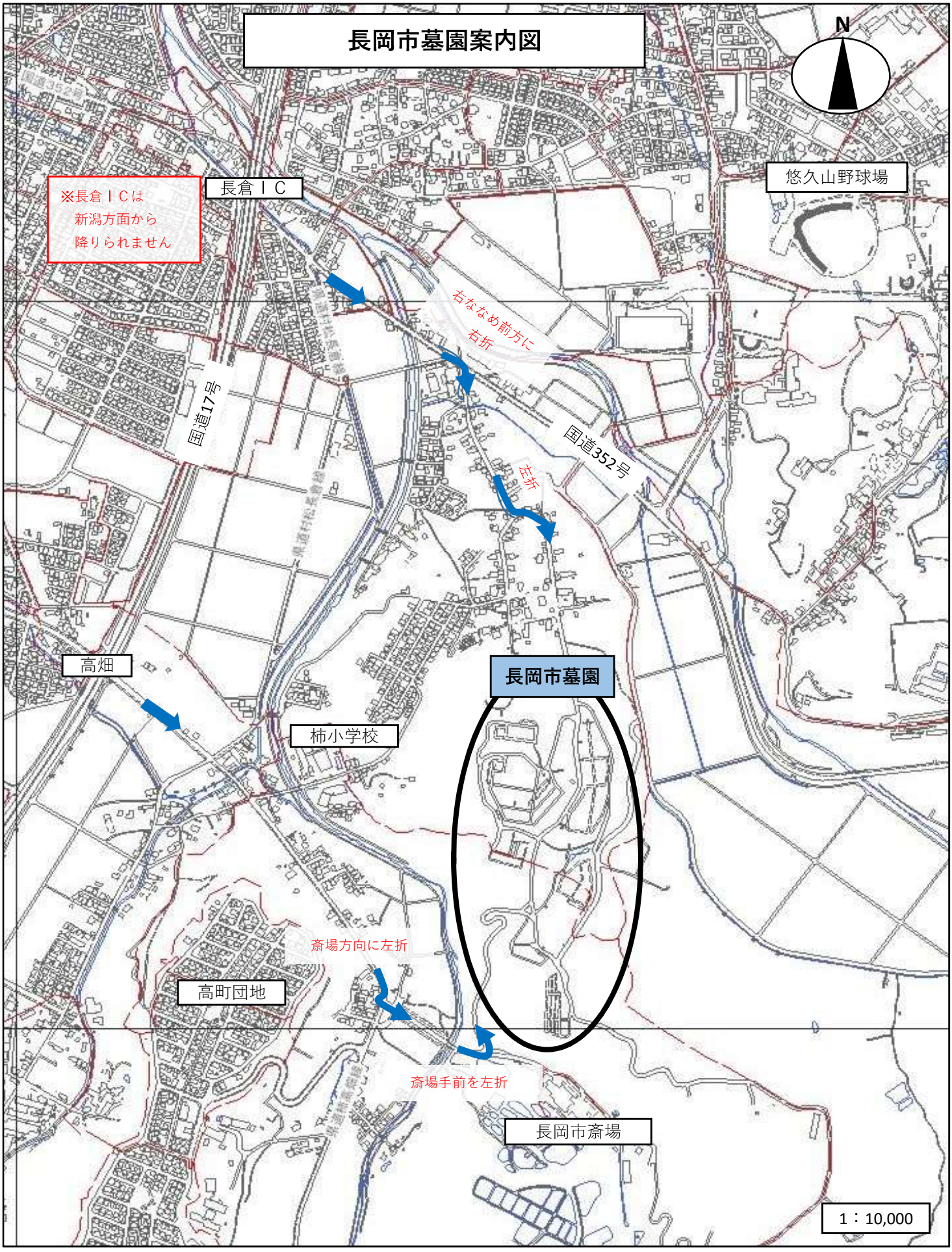
長岡市墓園案内図
N
※長倉ＩＣは
新潟方面から
降りられません
長倉ＩＣ
悠久山野球場
右ななめ前方に
右折
国道17号
国道352号
左折
高畑
長岡市墓園
柿小学校
斎場方向に左折
高町団地
斎場手前を左折
長岡市斎場
1：10,000

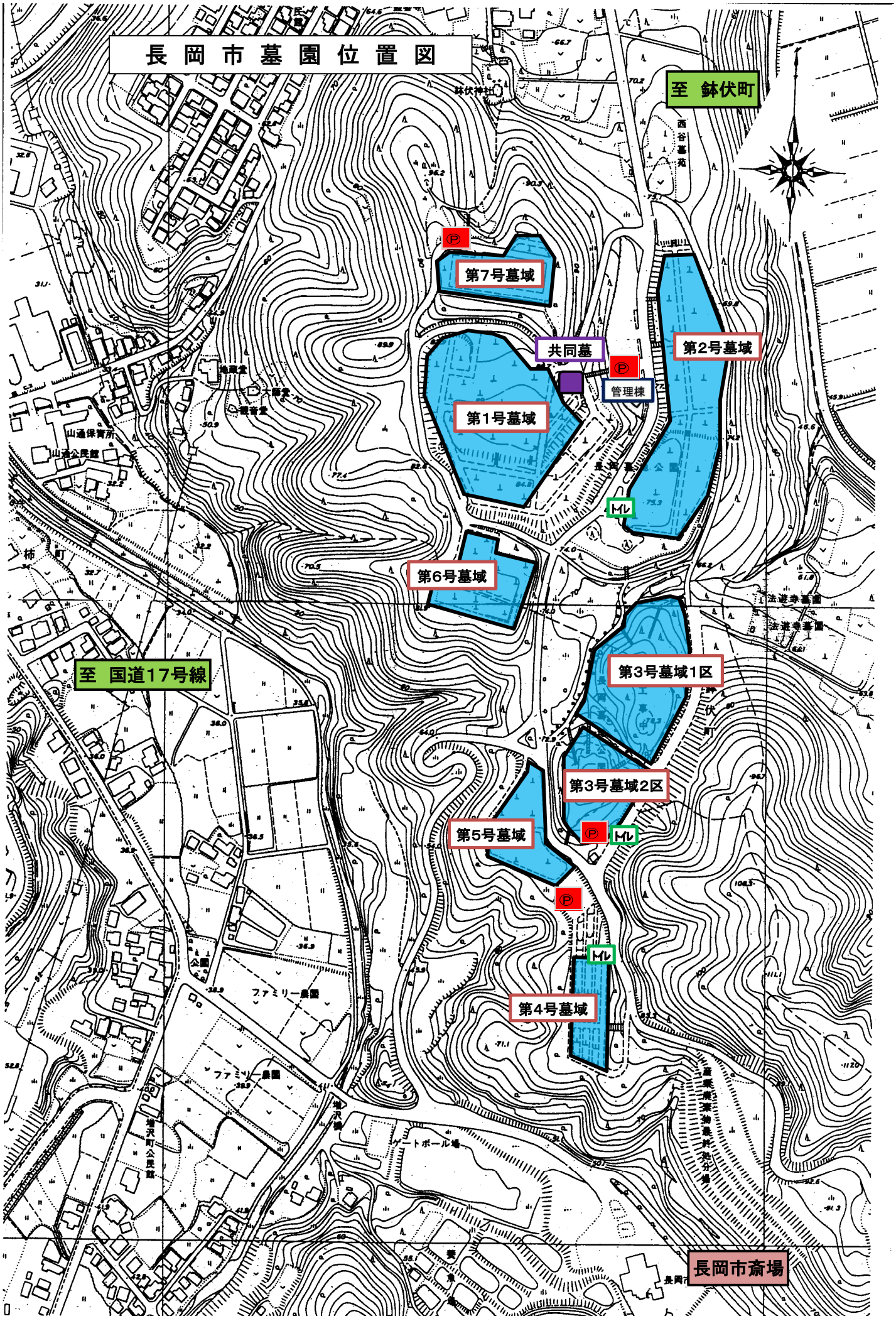
長岡市墓園位置図
至　鉢伏町
第7号墓域
共同墓
第2号墓域
管理棟
第1号墓域
トイレ
第6号墓域
至　国道17号線
第3号墓域1区
第3号墓域2区
第5号墓域
トイレ
トイレ
第4号墓域
長岡市斎場

長岡市墓園第1号

全区画6㎡

番号 ・・・募集区画

和式

洋式

管理棟・駐車場

2号墓域

下る

共同墓

6号墓域

7号墓域

6号・7号墓域

イ区	和式	75～165
	洋式	1～74
ロ区	和式	1～65
ハ区	和式	1～190
ニ区	和式	1～240
ホ区	和式	1～130
ヘ区	和式	1～90
ト区	和式	1～108
チ区	和式	1～48
	洋式	49～112
リ区	和式	1～34
	洋式	35～58
計		1，155区画

長岡市墓園第2号

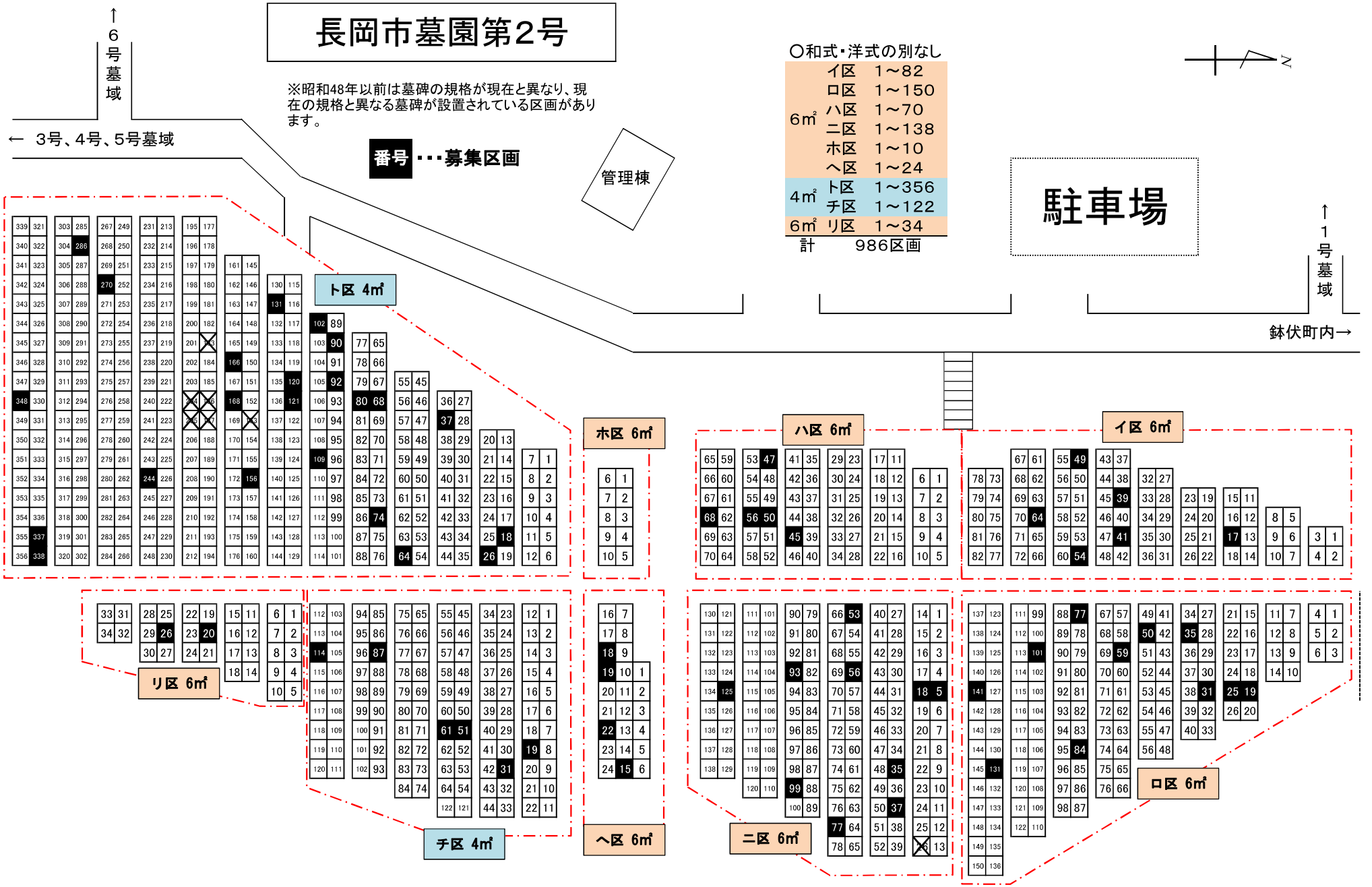
↑6号墓域
← 3号、4号、5号墓域
※昭和48年以前は墓碑の規格が現在と異なり、現在の規格と異なる墓碑が設置されている区画があります。
番号・・・募集区画
管理棟
駐車場
↑1号墓域
鉢伏町内→
N
○和式・洋式の別なし
6㎡ イ区 1～82
ロ区 1～150
ハ区 1～70
ニ区 1～138
ホ区 1～10
ヘ区 1～24
4㎡ ト区 1～356
チ区 1～122
6㎡ リ区 1～34
計 986区画
ト区 4㎡
ホ区 6㎡
ハ区 6㎡
イ区 6㎡
リ区 6㎡
チ区 4㎡
ヘ区 6㎡
ニ区 6㎡
ロ区 6㎡

長岡市墓園第3号1区

全区画4㎡

番号 ・・・募集区画

※平成16年に発生した中越地震により、他の墓域からやむを得ず移転されたお墓で、現在の墓碑の規格や和・洋の指定と異なる墓碑が設置されている区画があります。

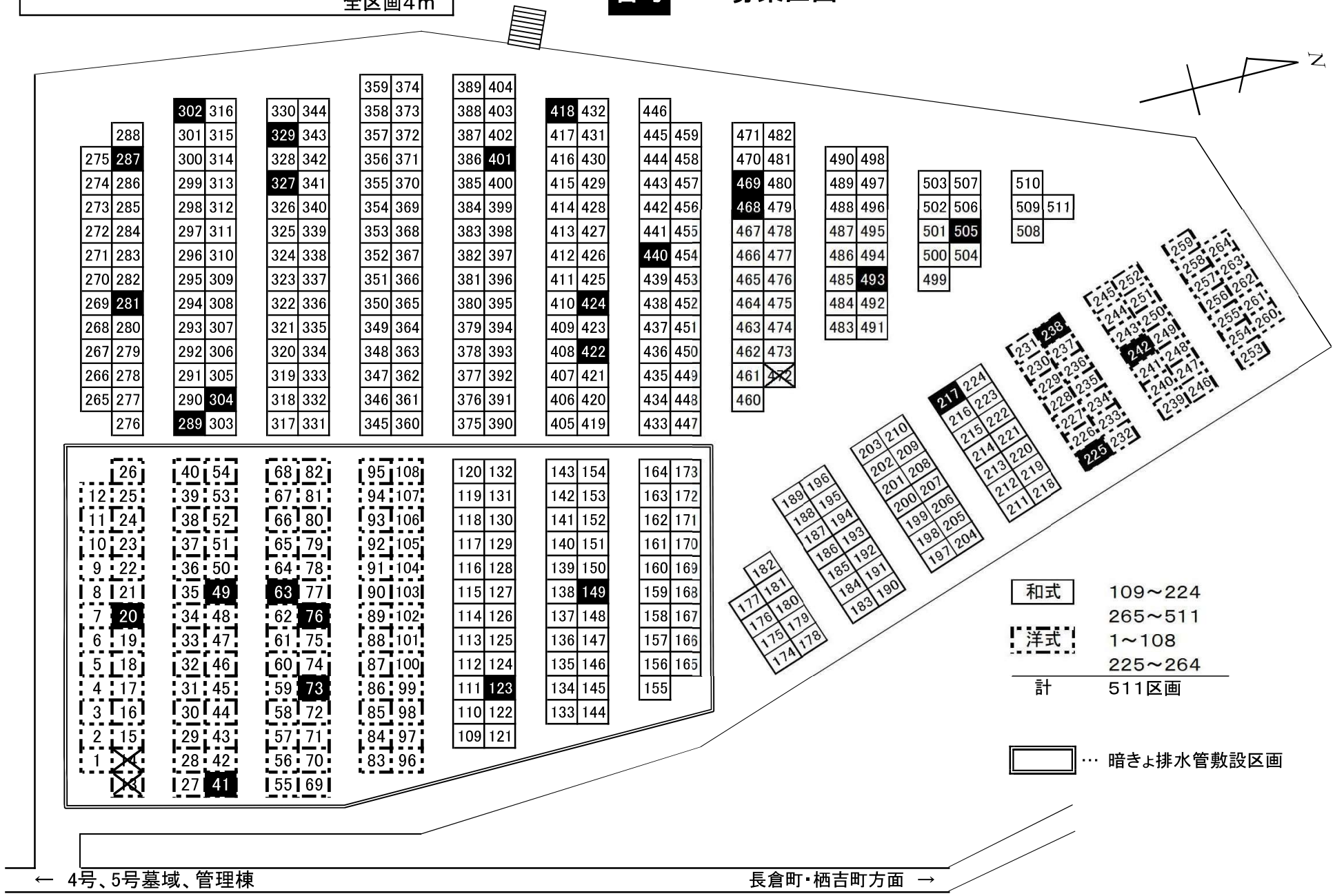

長岡市墓園3号2区

全区画4㎡

番号 … 新規募集区画　区画数：和式と洋式の合計で50区画
※申込み状況により下図の太枠の範囲を超える場合があります。

番号 … 再使用募集区画

※通路部分に暗きょ排水管が敷設されています。

和式　822～1044

洋式　512～821　1045～1141

計　630区画

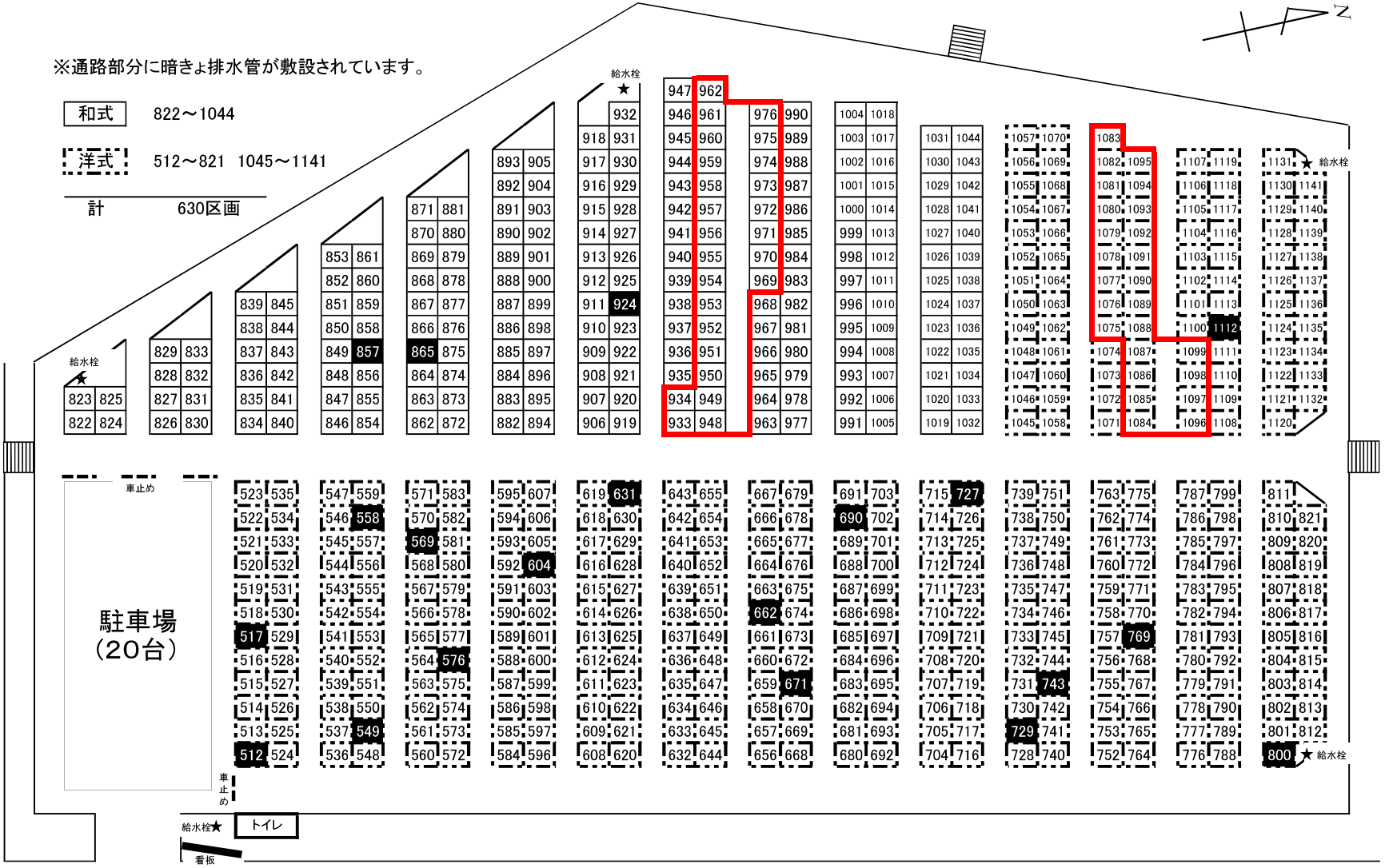

長岡市墓園第4号

全区画6㎡

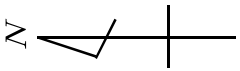

←管理棟

和式　6㎡　1～209

洋式　6㎡　1～20

計　229区画

番号・・・募集区画

209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196	195

74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51
98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14

122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99
146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39

170	169	168	167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147
194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171

19	17	15	13	11	9	7	5	3	2	1
20	18	16	14	12	10	8	6	4		

←第5号墓域

長岡市墓園第5号

○和式・洋式の別なし

4㎡	イ区	1～54
6㎡	ロ区	1～88
4㎡	ロ区	89～98
4㎡	ハ区	1～37
6㎡	ニ区	1～88
4㎡	ニ区	89～100
計		289区画

※昭和48年以前は墓碑の規格が現在と異なり、現在の規格と異なる墓碑が設置されている区画があります。

番号・・・募集区画

長岡市墓園第6号

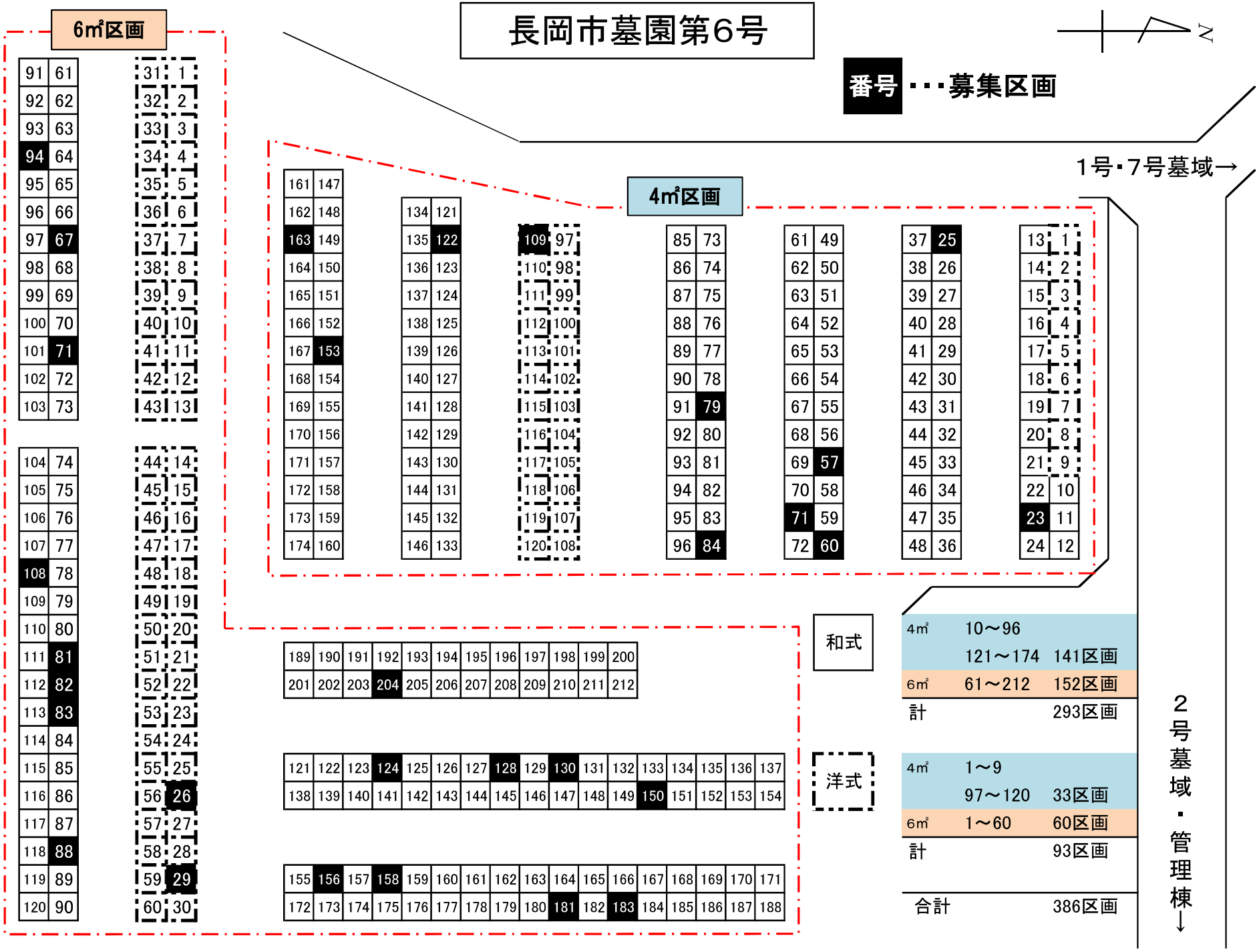
6㎡区画
91 61
92 62
93 63
94 64
95 65
96 66
97 67
98 68
99 69
100 70
101 71
102 72
103 73
31 1
32 2
33 3
34 4
35 5
36 6
37 7
38 8
39 9
40 10
41 11
42 12
43 13
104 74
105 75
106 76
107 77
108 78
109 79
110 80
111 81
112 82
113 83
114 84
115 85
116 86
117 87
118 88
119 89
120 90
44 14
45 15
46 16
47 17
48 18
49 19
50 20
51 21
52 22
53 23
54 24
55 25
56 26
57 27
58 28
59 29
60 30
番号・・・募集区画
N
1号・7号墓域→
4㎡区画
161 147
162 148
163 149
164 150
165 151
166 152
167 153
168 154
169 155
170 156
171 157
172 158
173 159
174 160
134 121
135 122
136 123
137 124
138 125
139 126
140 127
141 128
142 129
143 130
144 131
145 132
146 133
109 97
110 98
111 99
112 100
113 101
114 102
115 103
116 104
117 105
118 106
119 107
120 108
85 73
86 74
87 75
88 76
89 77
90 78
91 79
92 80
93 81
94 82
95 83
96 84
61 49
62 50
63 51
64 52
65 53
66 54
67 55
68 56
69 57
70 58
71 59
72 60
37 25
38 26
39 27
40 28
41 29
42 30
43 31
44 32
45 33
46 34
47 35
48 36
13 1
14 2
15 3
16 4
17 5
18 6
19 7
20 8
21 9
22 10
23 11
24 12
189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200
201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212
和式
121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137
138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154
洋式
155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171
172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188
4㎡ 10～96
121～174 141区画
6㎡ 61～212 152区画
計 293区画
4㎡ 1～9
97～120 33区画
6㎡ 1～60 60区画
計 93区画
合計 386区画
2号墓域・管理棟↓

長岡市墓園第7号

全区画6㎡

和式	6㎡	1～254
洋式	6㎡	1～23
計		277区画

番号 ・・・募集区画

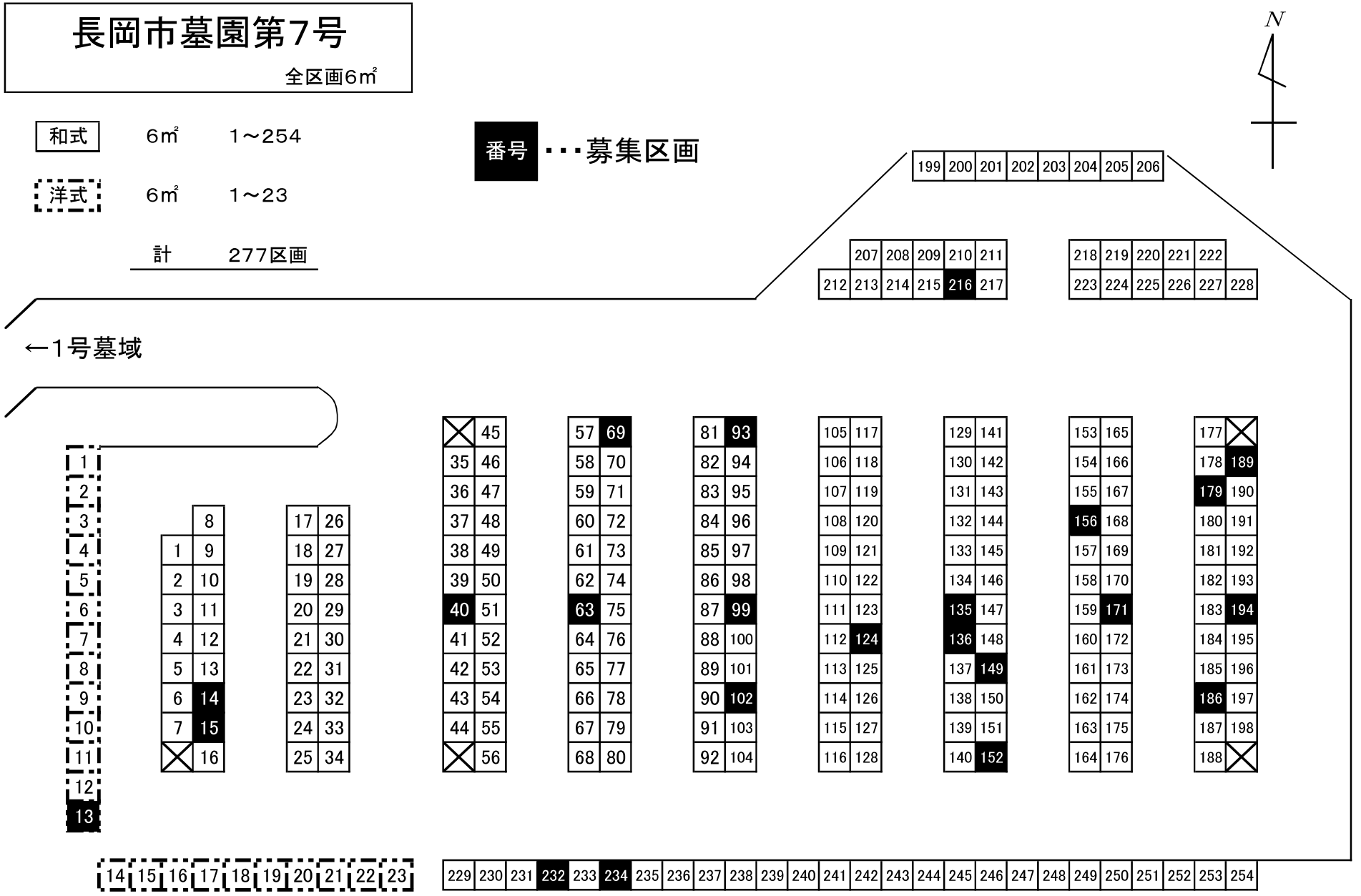

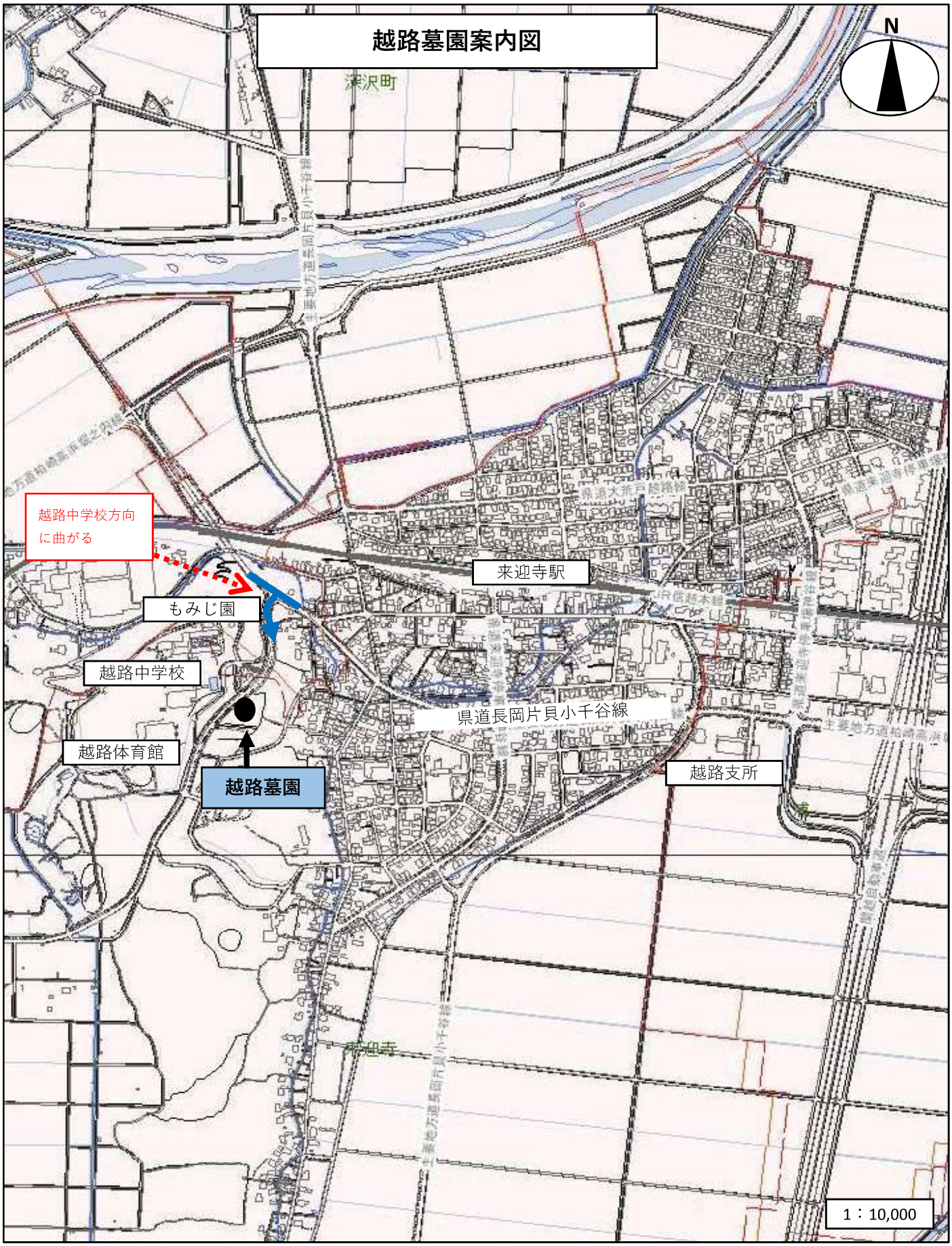
越路墓園案内図
N
越路中学校方向
に曲がる
もみじ園
来迎寺駅
越路中学校
県道長岡片貝小千谷線
越路体育館
越路墓園
越路支所
1：10,000

長岡市越路墓園

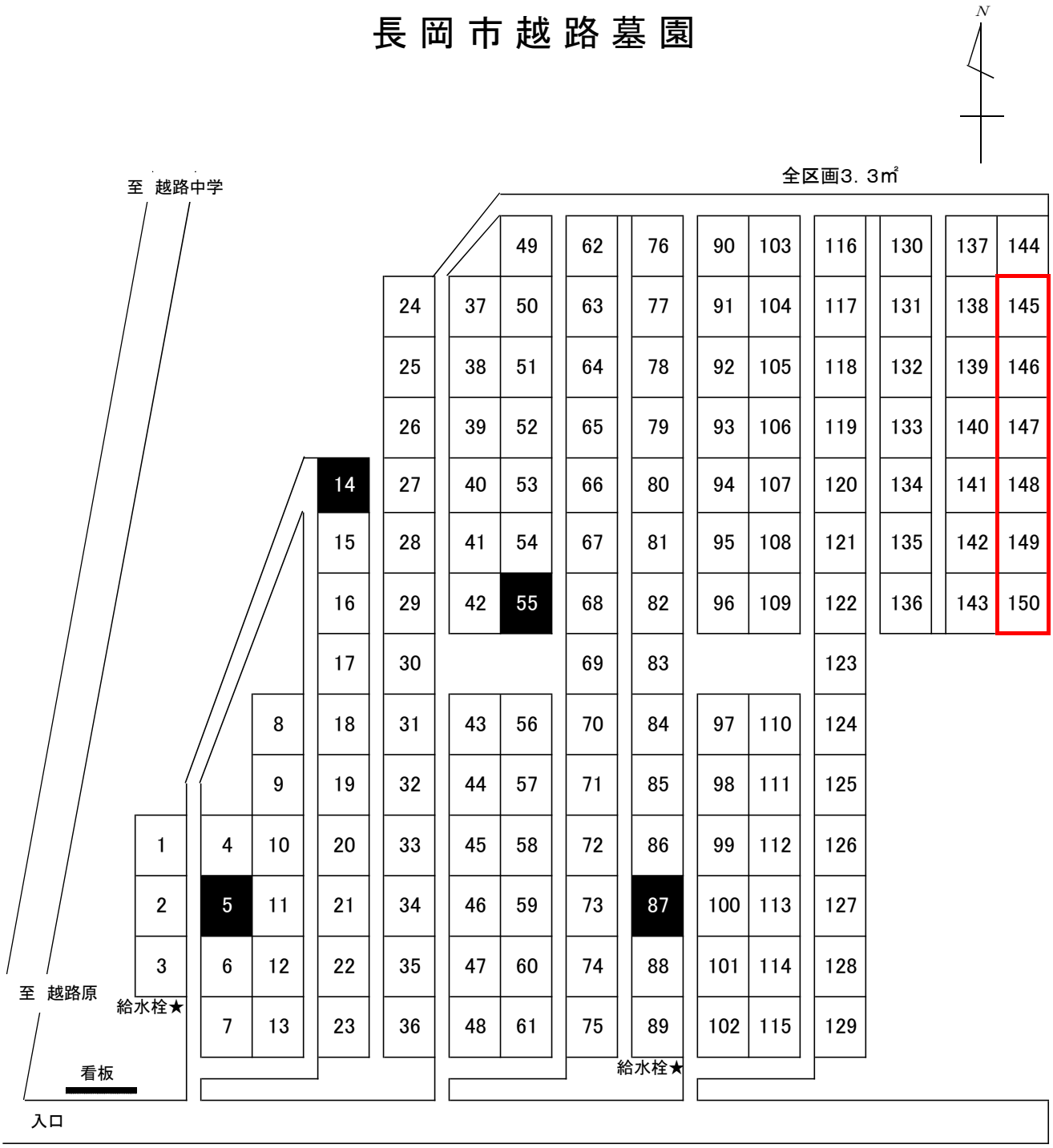

番号 …新規募集区画　区画数:6

番号 …再使用募集区画

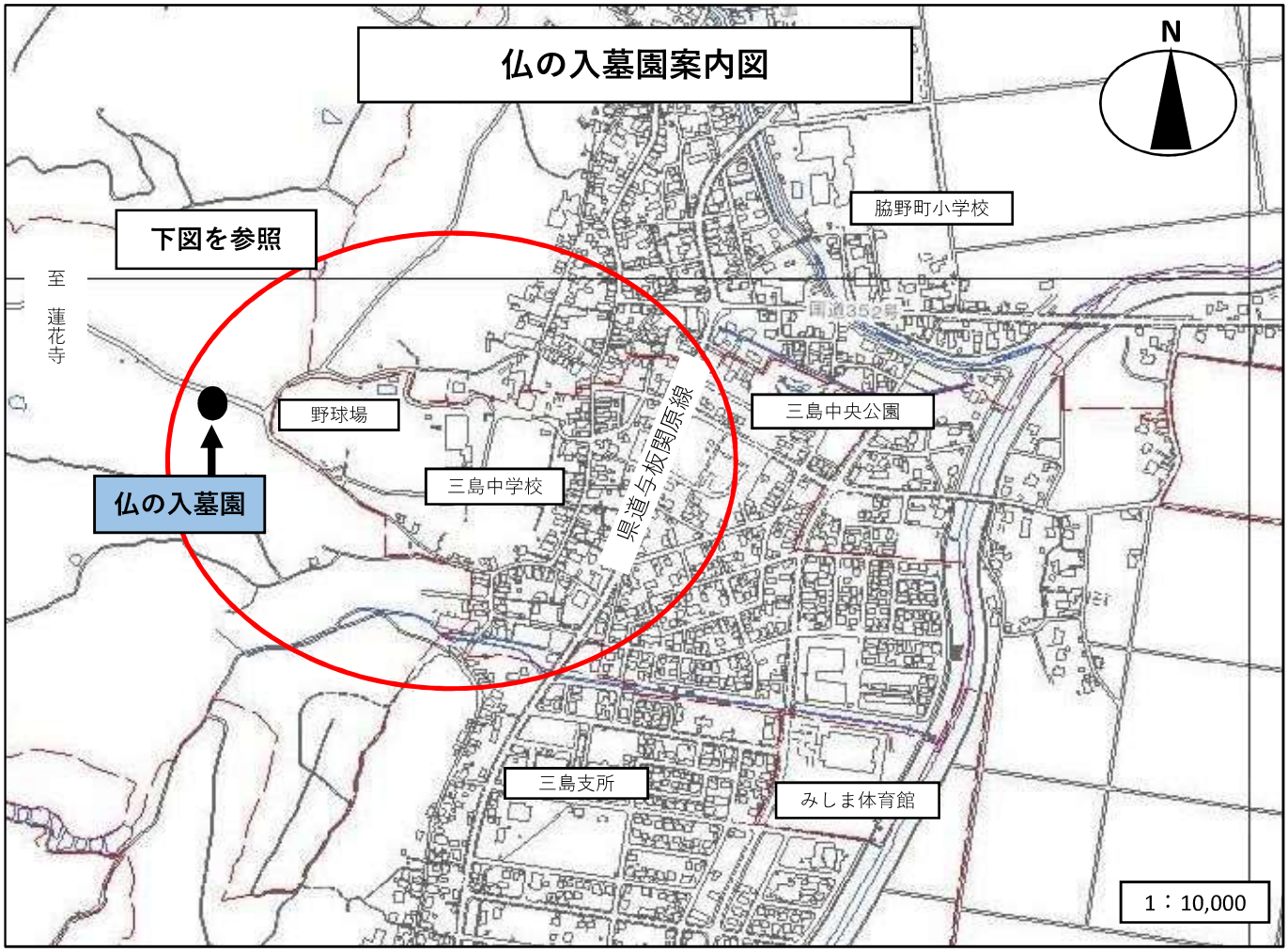
仏の入墓園案内図
N
下図を参照
至 蓮花寺
仏の入墓園
野球場
三島中学校
県道与板関原線
三島中央公園
脇野町小学校
三島支所
みしま体育館
1：10,000

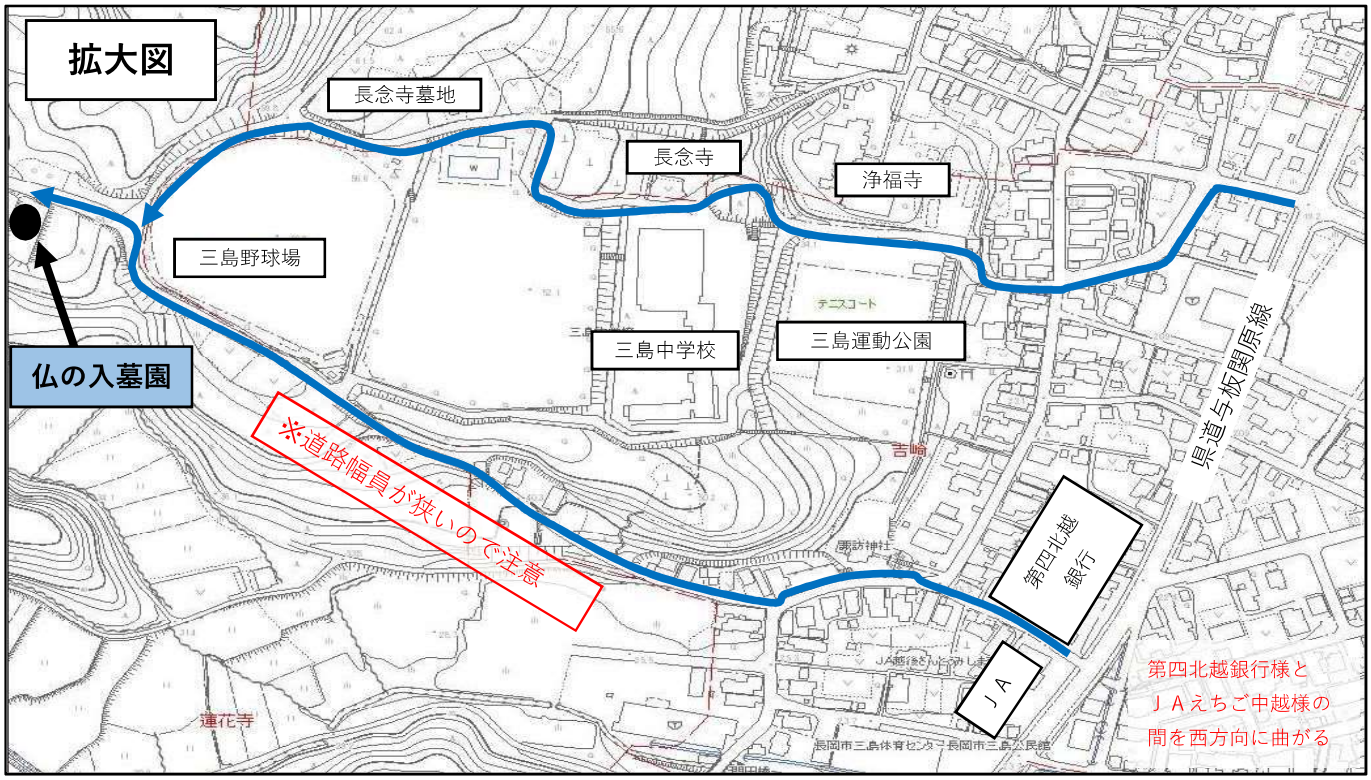
拡大図
長念寺墓地
長念寺
浄福寺
三島野球場
仏の入墓園
三島中学校
三島運動公園
県道与板関原線
※道路幅員が狭いので注意
第四北越銀行
ＪＡ
蓮花寺
第四北越銀行様と
ＪＡえちご中越様の
間を西方向に曲がる

長岡市仏の入墓園

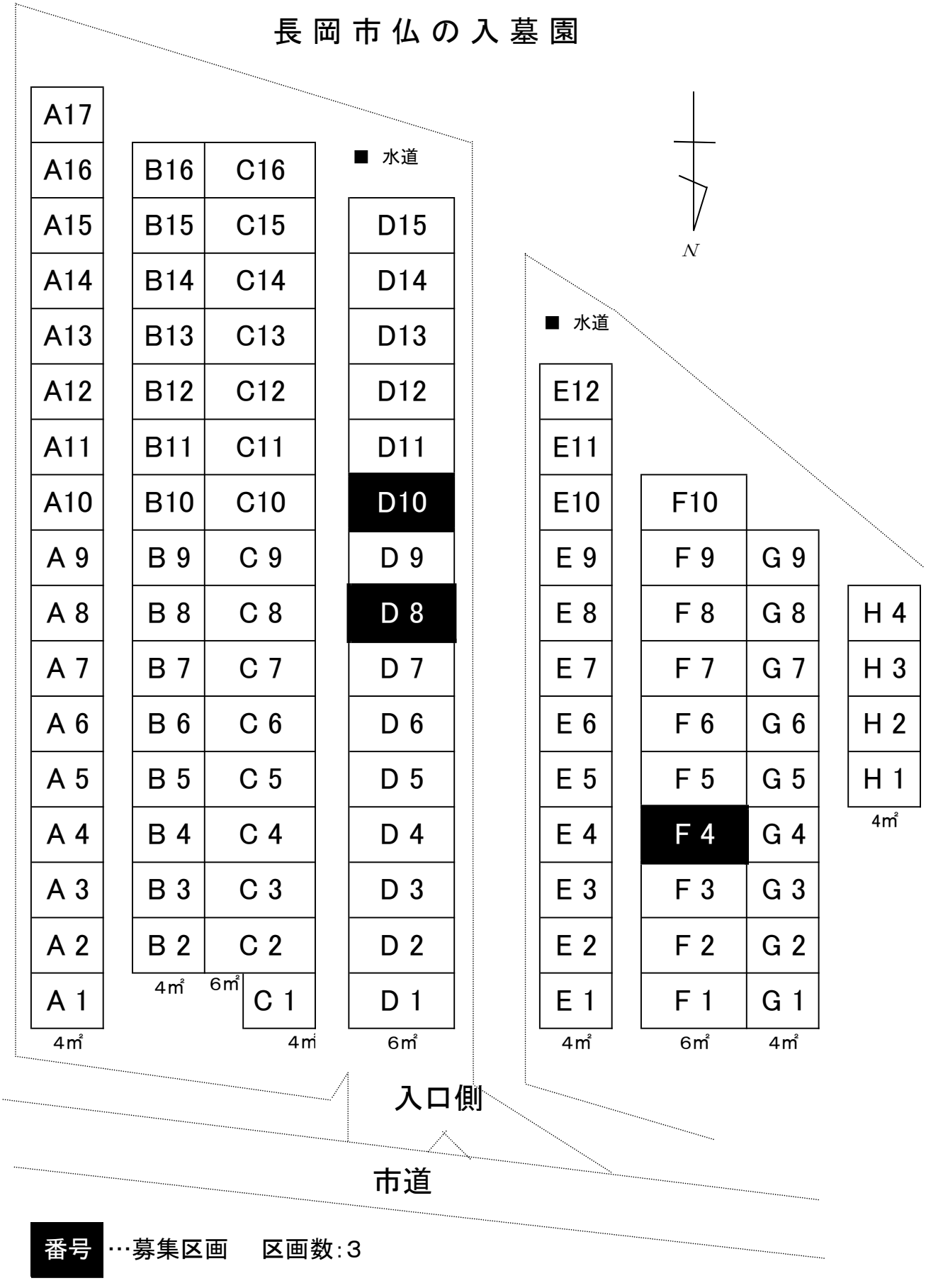

番号 …募集区画　　区画数:３

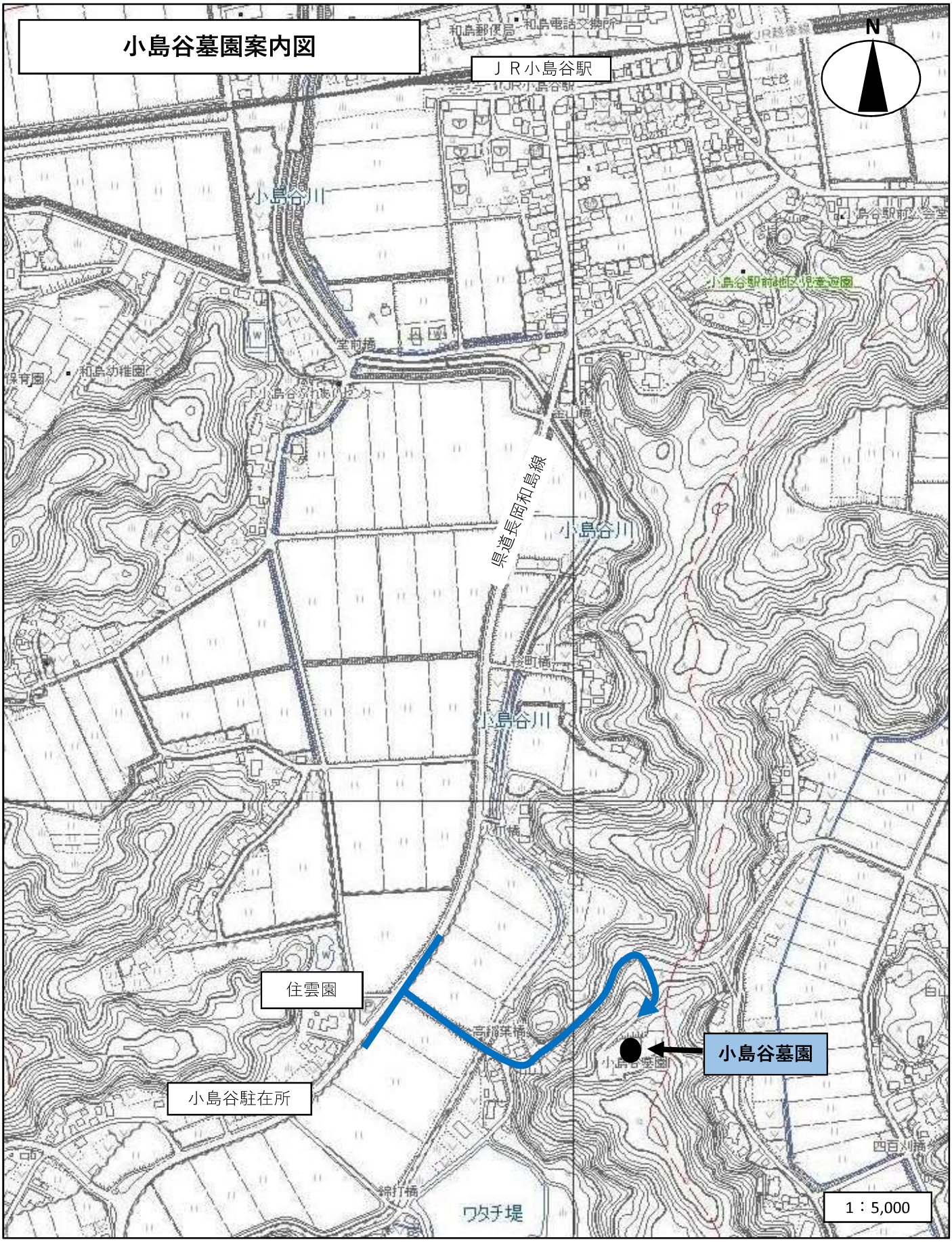
小島谷墓園案内図
ＪＲ小島谷駅
N
小島谷川
県道長岡和島線
住雲園
小島谷駐在所
小島谷墓園
1：5,000

長岡市小島谷墓園

全区画3．3㎡

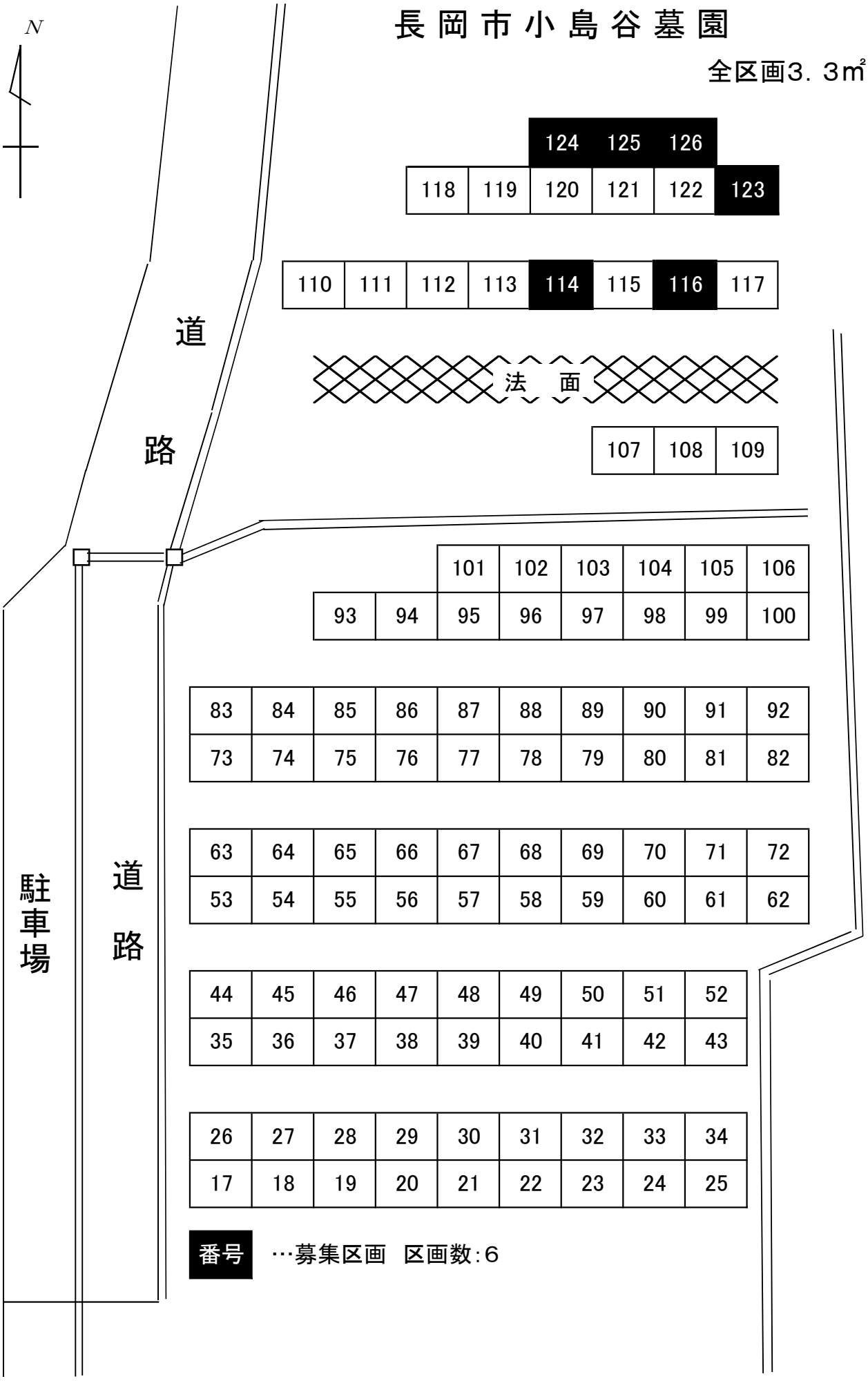

番号 …募集区画　区画数:６

別記第１号様式(第２条関係)

区 画 墓 地 使 用 許 可 申 請 書

令和　　年　　月　　日

長 岡 市 長　　様

次のとおり区画墓地の使用許可を申請します。

申請者	ふりがな 氏　名	昭和　平成 年　月　日生
	郵便番号　　電話番号 住　所	
	本　籍	
使用したい墓園の名称 長岡市墓園　長岡市越路墓園　長岡市仏の入墓園　長岡市小島谷墓園		
使用したい区画墓地の位置 第　　号墓域　　区　第　　号	使用したい 区画墓地の面積 平方メートル	※長岡市墓園のみ 墓碑の様式 和式　洋式
焼骨の有無及びその保管場所 無　　有　(保管場所　　)		
備　考 第２希望　第　　号墓域　区　第　　号		

※添付書類 ： 本人確認書類（運転免許証等）のコピー

受付番号

使用料	円	合計 円
管理料	円 (令和　年　月～令和　年　月)	

確認	
	令和　年　月　日
	住民登録　有　無

許可番号	墓地の位置
第　　号	長岡市　越路　仏の入　小島谷 第　号墓域　区　第　号

決定	
	令和　年　月　日
	許可　不許可

許可証送付	入力確認	入　力	受　付	受付部署（○印）
・　・	・　・	・　・	・　・	本庁　越路 三島　和島

別記第１号様式(第２条関係)

記入例

区画墓地使用許可申請書

令和 7 年 5 月 22 日

長 岡 市 長　　様

次のとおり区画墓地の使用許可を申請します。

申請者	ふりがな　ぼえん　たろう 氏名　墓園　太郎	(昭和) 平成 40年1月1日生
	郵便番号　940-0000　　電話番号　0258-39-2019	
	住所　長岡市大手通1丁目4番地10	
	本籍 長岡市大手通2丁目6番地	

いずれかお選びください

使用したい墓園の名称

(長岡市墓園)　長岡市越路墓園　長岡市仏の入墓園　長岡市小島谷墓園

（長岡市墓園の場合のみ）どちらかお選びください

使用したい区画墓地の位置 第　号墓域　区　第　号	使用したい区画墓地の面積 平方メートル	※長岡市墓園のみ 墓碑の様式 (和式) 洋式

新規使用区画以外は、希望する区画番号をご記入ください。
新規使用区画は区画の指定はできませんので、「第○○号」は記入しないでください

焼骨の有無及びその保管場所

無　(有)　(保管場所　自宅

必ずご記入ください

考

第２希望　第 2 号墓域 ト 区　第 40 号

「第　号墓域　区」は長岡市墓園のみ記入ください

書類（運転免許証

新規使用区画以外は、申込区画が重複する場合があるため、第２希望の区画をご記入ください。

受付番号	使用料　円	合計 円
	管理料　円 (令和　年　月～令和　年　月)	

記入不要

確認	令和　年　月　日	墓地の位置
	住民登録　有　無	越路　仏の入　小島谷 第　号墓域　区　第　号

決定	令和　年　月　日	許可証送付	入力確認	入力	受付	受付部署（○印）
	許可　不許可	・　・	・　・	・　・	・　・	本庁　越路 三島　和島

○　本人確認書類（ここでいう「本人」は「申請者」を指す。）

下記から１点とする。

区分	身分証明書等	例示
ア	官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって本人の写真を貼付したもの	**・運転免許証　・運転経歴証明書** **・マイナンバーカード** **・身体障害者手帳　・療育手帳** **・パスポート**
イ	法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類で、氏名及び生年月日が記載されたもの、並びに印鑑登録証明書	**・健康保険の被保険者証** **・後期高齢者医療制度保険証** **・年金手帳　・年金証書** **・介護保険被保険者証** **・生活保護受給者証** **・印鑑登録証明書**
ウ	民間機関等が発行した身分証明書で、氏名及び生年月日が記載され、本人の写真を貼付したもの	**・社員証　・学生証** **・社団法人等が発行した国家資格証**
	氏名等が確認でき、通常本人しか持ちえない書類（※写真の貼付は無いが、発行時に本人確認がされているもの）	**・本人の住民票の写し、戸籍の附票** **・預金通帳　・キャッシュカード** **・クレジットカード** **・診察券（樹脂製で氏名打出しのもの）**

○　留意事項

・　有効期限があるものは、有効期限内のものに限る。

○長岡市墓園条例（抜粋）

（名称及び位置）

第２条　墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長岡市墓園	長岡市鉢伏町1409番地
長岡市越路墓園	長岡市来迎寺甲896番地１
長岡市仏の入墓園	長岡市蓮花寺285番地10
長岡市小島谷墓園	長岡市小島谷2384番地３

第２章　区画墓地の使用

（区画墓地の設置）

第３条　長岡市墓園、長岡市越路墓園、長岡市仏の入墓園及び長岡市小島谷墓園に、墳墓を設けるために区画された墓地（以下「区画墓地」という。）を設ける。

（区画墓地の使用許可）

第４条　区画墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　区画墓地の使用の許可は、１世帯につき１区画とする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、２区画以上の区画墓地の使用の許可を受けることができる。

（区画墓地の使用者の資格）

第５条　前条の許可（以下「区画墓地使用許可」という。）を受けることができる者は、本市に住所を有する者とする。ただし、市長が相当の理由があると認める者については、この限りでない。

（区画墓地の使用方法）

第６条　区画墓地の使用の許可を受けた者（以下「区画墓地使用者」という。）は、区画墓地を、墳墓の用に供すること以外の目的に使用してはならない。

２　区画墓地に設けられる墳墓は、規則で定める基準に適合しなければならない。

３　区画墓地使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1)　区画墓地使用許可に係る区画墓地を常に清浄にしておくこと。

(2)　墳墓その他の施設物等が破損し、又は転倒したときは、速やかに修復すること。

（区画墓地使用料）

第７条　区画墓地使用者は、別表第１に定める区画墓地使用料を納入しなければならない。

２　前項の区画墓地使用料は、区画墓地使用許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（区画墓地使用料の還付）

第８条　既納の使用料は、還付しない。ただし、区画墓地使用者が区画墓地使用許可を受けた後２年以内にその区画墓地を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。

（墓園管理手数料）

第９条　区画墓地使用者は、清掃その他の墓園の管理に要する経費として別表第２に定める墓園管理手数料を納入しなければならない。

２　前項の墓園管理手数料は、５年以内において市長が定める年分を前納しなければならない。

（墓園管理手数料の還付）

第10条　既納の墓園管理手数料は、還付しない。ただし、区画墓地使用者がその区画墓地を返還したときは、その返還後の期間に係る既納分について還付する。

（墓園管理手数料の減額）

第11条　市長は、区画墓地使用者が墓園管理手数料を納入することが困難であると認めたときは、これを減額することができる。

（使用許可の承継等）

第12条　区画墓地の使用の許可は、その区画墓地使用者の相続人又はその親族若しくは縁故者であって当該区画墓地に係る祭祀を主宰するものに限り、市長の許可を得て承継することができる。

２　前項の規定により、区画墓地の使用の許可を承継しようとする者は、区画墓地使用者の死亡の日から２年以内に、区画墓地の使用の許可の承継の申請を市長にしなければならない。

（区画墓地に係る権利の譲渡等の禁止）

第13条　区画墓地の使用に係る権利は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（区画墓地の返還）

第14条　区画墓地使用者は、その使用する区画墓地が不用となったときは、速やかに原状に復し、市長に返還しなければならない。

２　前項の規定により区画墓地が返還された場合は、当該区画墓地の使用の許可

は、その効力を失うものとする。

（区画墓地の使用許可の取消し）

第15条　市長は、区画墓地使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その区画墓地使用許可を取り消すことができる。

(1)　墳墓の用に供すること以外の目的に区画墓地を使用したとき。

(2)　墓園管理手数料の納入を怠ったとき。

(3)　第12条第２項の申請が同項に定める期限までに行われなかったとき。

(4)　区画墓地使用者が住所不明となり７年を経過し、その相続人又は親族若しくは縁故者から承継の申請がなされなかったとき。

(5)　法令若しくは条例、規則又は市長の指示に従わなかったとき。

２　区画墓地使用者は、前項の規定により区画墓地使用許可を取り消されたときは、その区画墓地を原状に復し、市長に返還しなければならない。

３　区画墓地使用者が、前項の措置を行わないときは、市長が代わってこれを行い、その費用を当該区画墓地管理者から徴収する。

（入園者等の遵守事項）

第27条　何人も、墓園内に死体を埋葬してはならない。

２　墓園の入園者は、市長の管理上の指示に従い、墓園の土地、施設、樹木等を損傷し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（罰則）

第29条　市長は、墓園内の土地、施設、樹木等を損傷し、又は許可を受けないで区画墓地を使用し、若しくは共同墓に焼骨を埋蔵した者に対し、５万円以下の過料に処することができる。

別表第１（第７条関係）

区画墓地使用料

区分	使用料（１区画当たり）			
	長岡市墓園	長岡市越路墓園	長岡市仏の入墓園	長岡市小島谷墓園
3.3平方メートル		136,000円		100,000円
４平方メートル	149,000円		100,000円	
６平方メートル	222,000円		150,000円	

別表第２（第９条関係）

墓園管理手数料

区分	手数料（１区画当たり、１年につき）			
	長岡市墓園	長岡市越路墓園	長岡市仏の入墓園	長岡市小島谷墓園
3.3平方メートル		1,300円		1,000円
４平方メートル	1,800円		1,000円	
６平方メートル	2,700円		1,000円	

備考

１　長岡市墓園、長岡市越路墓園及び長岡市小島谷墓園について、年度の中途で使用の許可をした場合は、月割で墓園管理手数料を徴収する。この場合において、１月未満の端数は、１月とする。

２　長岡市仏の入墓園について、年度の中途で使用の許可をした場合は、その年度分の墓園管理手数料は徴収しない。

○長岡市墓園条例施行規則（抜粋）

（区画墓地使用許可の申請）

第２条　条例第４条の規定により区画墓地使用許可を受けようとする者は、区画墓地使用許可申請書（別記第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（区画墓地の優先使用許可）

第３条　市長は、条例第５条本文に規定する者で埋葬していない焼骨を有するものに対して、他の者に優先して区画墓地の使用を許可することができる。

（区画墓地使用許可証の交付）

第４条　市長は、区画墓地の使用を許可したときは、当該許可を受けた者に区画墓地使用許可証（別記第２号様式）を交付する。

２　前項の規定により交付を受けた区画墓地使用許可証を汚損し、又は紛失した者は、区画墓地使用許可証再交付申請書（別記第３号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

３　区画墓地使用者は、その本籍、住所又は氏名を変更したときは、区画墓地使用許可証記載事項変更届書（別記第４号様式）を市長に提出し、記載事項の訂正を受けなければならない。

（市外居住者の使用）

第５条　条例第５条ただし書の規定により使用を認める者は、次の各号のいずれかに該当する者で、区画墓地の管理を確実に行うことができるものとする。

(1)　条例第４条第１項の規定による許可を受けた者で、当該許可を受けた後に本市に住所を有しなくなったもの

(2)　条例第12条の規定により当該許可を承継した者で、本市に住所を有しないもの

(3)　前２号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者

（区画墓地に設置する墓碑の基準等）

第６条　条例第６条第２項の規定による墓碑の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)　設置できる墓碑の数は、１区画につき１基とする。

(2)　長岡市墓園に設置できる墓碑の規格は、別図第１又は別図第２に定めるとおりとする。

(3)　長岡市越路墓園に設置できる墓碑の高さは、地上2.0メートル以内とする。

(4)　長岡市仏の入墓園に設置できる墓碑の高さは、地上2.5メートル以内とする。

(5)　長岡市小島谷墓園に設置できる墓碑の高さは、地上2.1メートル以内とす

る。

２　前項に規定する事項のほか、墳墓の基準については、市長が別に定める。

（墓碑の設置承認申請等）

第７条　区画墓地使用者は、墳墓の用に供するための墓碑の設置、改修、模様替え又は移転（以下「設置等」という。）をしようとするときは、墓碑設置等承認申請書（別記第５号様式）により市長の承認を受けなければならない。

２　区画墓地使用者は、前項の設置等が完了したときは、墓碑設置等完了届書（別記第６号様式）により市長に届出をしなければならない。

（区画墓地への埋蔵の届出）

第８条　区画墓地使用者は、埋蔵をするときは、区画墓地埋蔵（改葬）届書（別記第７号様式）を、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第８条の規定により交付を受けた火葬許可証又は改葬許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

（区画墓地使用料の還付申請）

第９条　条例第８条ただし書の規定により区画墓地使用料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求をしなければならない。

（墓園管理手数料の還付申請）

第10条　条例第10条ただし書の規定により、墓園管理手数料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求をしなければならない。

（墓園管理手数料の減額申請等）

第11条　条例第11条の規定により墓園管理手数料の減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者

(2)　前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

２　墓園管理手数料の減額を受けようとする者は、墓園管理手数料減額申請書（別記第８号様式）により市長に申請をしなければならない。

３　墓園管理手数料の減額の割合は、５割以内において市長が定める割合とする。

（区画墓地使用許可の承継申請）

第12条　条例第12条の規定により区画墓地使用許可を承継しようとする者は、区画墓地使用許可承継申請書（別記第９号様式）により市長の承認を受けなければならない。

（区画墓地の返還）

第13条　条例第14条の規定により区画墓地を返還しようとする者は、区画墓地返還届書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

平成２１年２月１６日改定

長岡市墓園における墓碑等の規格に係る基準

この基準は、長岡市墓園条例及び長岡市墓園条例施行規則に基づき、長岡市墓園における墓碑等の規格及び墓碑建立に係る手続きについて、必要な事項を定めるものである。

１　墓碑の規格

R6 の規則改正に伴い寸法は第 6 条に規定
※寸法の変更なし

（１）墓碑の高さ等の寸法について

長岡市墓園条例施行規則第 10 条に規定する寸法（別紙）のとおりとする。

（２）墓碑の細工について

墓碑の細かい細工は、一般的・伝統的なもので、墓園の管理運営上支障がないと認められる別図１に例示した範囲内とする。

ただし、規則に定める寸法の範囲内でも次に掲げる場合については認めない。

・墓石の段数の変更を伴うもの。

・形状を大幅に変更するもの（蓮華、スリン台、各種丸布団等を設置するもの。）

２　墓碑以外の設置等

（１）施工を認めるもの

ア．墓地面の総石張り　　イ．参道縁石の除去　　ウ．植樹位置の除去

エ．芝台下土台部分の石材化　　オ．塔婆立て

※塔婆立てを設置する際は、以下のとおりとすること。

・材質　　ステンレス、石材等

・寸法　　高さ（地上）90cm×幅 90cm×奥行 15cm 以内に収まるもの

・位置　　墓碑の背面側に設置すること。

（２）施工を認めないもの

墓碑以外の施設（墓誌・外柵・灯篭・門柱等）

（３）墓地面の高さの特例

隣接区画の墓碑形状に起因する雨水排水の流入を防止することを目的として、下記（ア）に指定する墓域（区画）に限り、（イ）の施工を申し出ることができる。

市は、当該区画周辺の状況に応じてその可否を決定する。

（ア）対象墓域、区画

第２号墓域全域及び第５号墓域イ区、ロ区 1～88、ハ区 1～26、ニ区 1～88

（イ）雨水排水流入防止対策

地上 30cm の範囲内で区画全体の底上げを行うことができる（別図２参照）。

※　ただし、あくまでも雨水排水の流入防止としての底上げであり、デザイン性のある形状は認めない。

３　墓碑建立に係る手続き

・「墓碑等の設置承認申請書」には図面（寸法はミリメートル単位で記載）を必ず添付するものとする。

・「工事完了届書」提出後、市職員が現地確認を行う。

・申請時の図面と現場が異なる場合には、使用者の責任において、直ちに修復するものとする。

別図１

○　墓碑の細工として認めるものの例

【墓碑の細かい細工の一般的・伝統的な例】

＜和式墓碑＞

香箱　　兜巾　　切り出し亀腹　　水垂　　丸面取

剣上角　　額抜き　　銀杏面

＜洋式墓碑＞

香箱　　木瓜型　　肩Ｒ　　丸面取　　額出し

水垂　　切り出し亀腹

○　墓碑の細工として認めないものの例

【形状を大幅に変更するもの】

蓮華　　スリン台　　丸布団

別図２

○　２（３）に規定する区画内底上げの例

【基準による規格】

区画枠天端と同じ高さでなければならない。

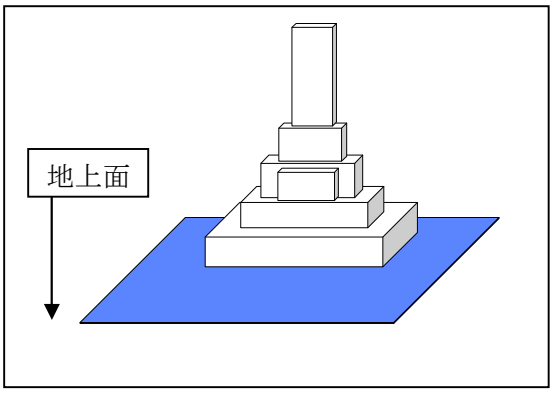

【２（３）（ア）の区画の特例】

状況により網掛け部分の底上げが可能（届出要）

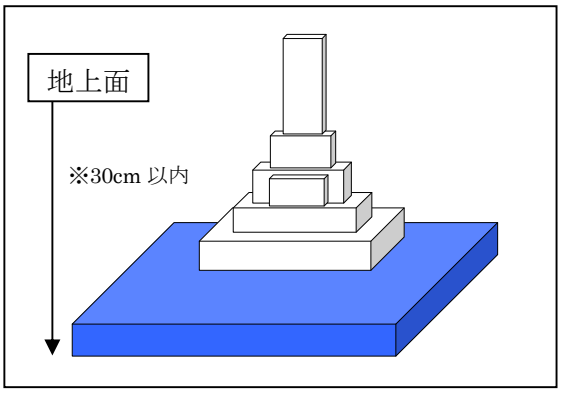

別紙

別図第１（第６条関係）

単位　ミリメートル

正面図

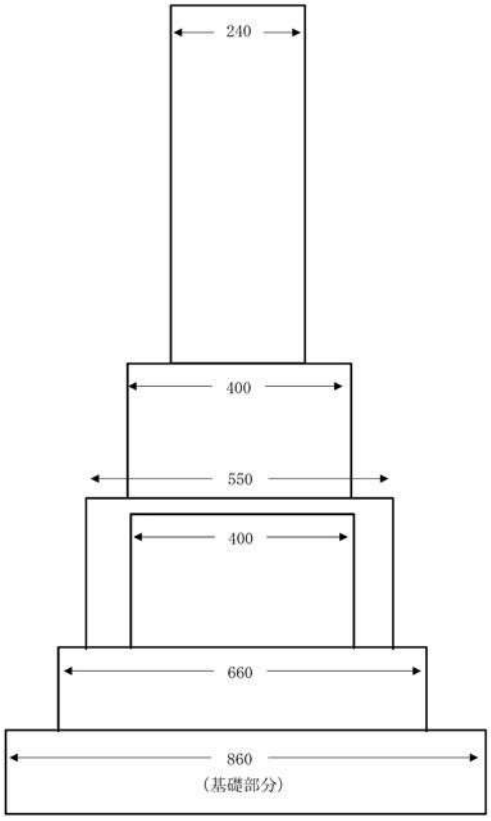

側面図

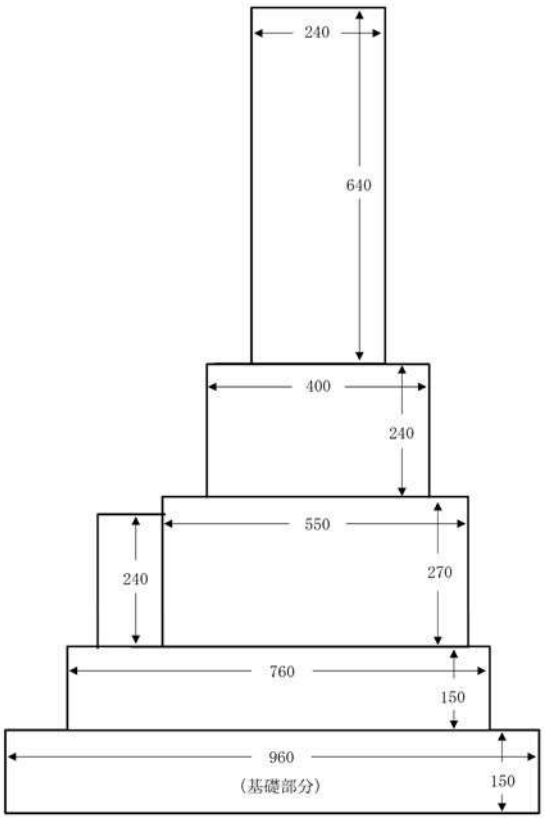

別紙

別図第２（第６条関係）

単位　ミリメートル

正面図

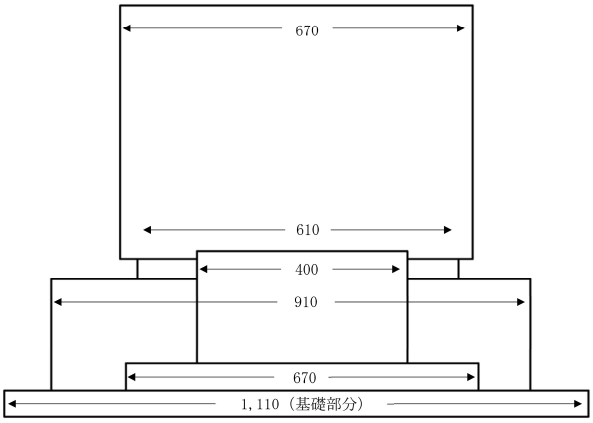
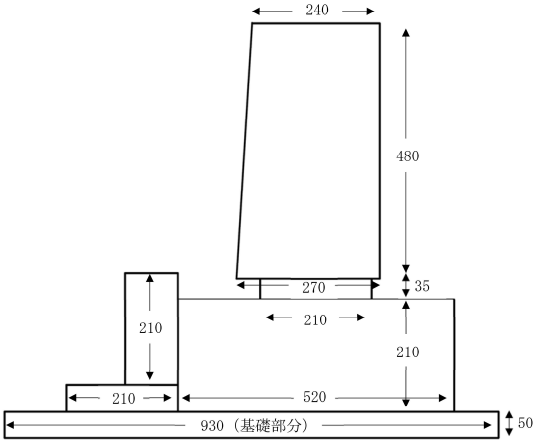
側面図